

## 弘前市南富田町体育センター清掃・維持管理業務仕様書

### 1 業務目的

本仕様書は、弘前市南富田町体育センターの合理的かつ適切な清掃・維持管理を実施することにより、建物や敷地内を常に最適な環境状態に保ち、市民の快適な利用環境を維持することを目的とする。

### 2 業務内容

以下の内容について再委託が必要な場合は、募集要項第III項4（3）により再委託し対応すること。

#### （1）建物

建物内外の材質等を考慮しつつ適切な頻度・方法で、日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせ本施設の美観と衛生を保つこと。また、廃棄物処理にあたっては、本市のごみ分別ルールに従って適切に行い、資源の有効活用に取り組むこと。

##### ①日常清掃（日又は週を単位として定期的に行う作業）

日常的に清掃を行い、施設、備品、器具等が常に清潔な状態に保たれるようにすること。清掃回数等の条件は、指定管理者が利用頻度に応じて、適切に設定すること。特に、トイレ等の水周りについては、衛生等について留意すること。

##### ②定期清掃（月を単位として定期的に行う業務）

日常清掃では実施しにくい箇所の清掃等を行うため、必要に応じて定期清掃を実施すること。

##### ③特別清掃（一定の期間、又は年を単位として行う定期的及び不定期に行う業務）

日常清掃、定期清掃では実施しにくい清掃等を行うため、必要に応じて特別清掃を実施すること。

#### （2）敷地内（駐車場を含む）

敷地内の適切な維持管理に努め、景観を維持するとともに、利用者の利便を損ねることがないよう管理すること。

##### ①植栽管理

敷地内の植栽を適切に維持管理することにより、美しい環境を維持すること。

また、利用者及び通行者の安全や周辺に与える影響を十分に配慮すること。

##### ②駐車場の除雪

利用者が安全に駐車できるように、積雪時には除雪等の適切な管理を実施すること。（原則として開館前までに実施することが望ましいが大雪等により除雪が

困難な場合は、利用者が支障をきたさない範囲で行うこと。)

### 3 その他

体育館床板の清掃にあたっては、別添平成29年5月29日付29施企第2号「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」の通知を熟読のうえ、適切な清掃を実施すること。

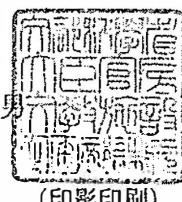
29施企第2号  
平成29年5月29日

各都道府県教育委員会施設主管課長  
各指定都市教育委員会施設主管課長  
各都道府県施設主管課長  
各指定都市施設主管課長  
各都道府県私立学校施設担当課長  
各国公私立大学施設担当部課長  
各国公私立高等専門学校施設担当部課長  
各大学共同利用機関法人施設担当部課長  
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課長  
各文部科学省独立行政法人施設担当部課長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長

山川昌



(印影印刷)

スポーツ庁参事官（地域振興担当）

仙台光仁



(印影印刷)

### 体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）

標記について、消費者庁の消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」）では、消費者安全法第23条第1項の規定に基づき、体育館の床から剥離した床板による負傷事故について、平成27年度より事故等原因調査を進めてきたところですが、この度、調査委員会において事故等原因調査報告書（以下「報告書」）がとりまとめられ、消費者安全調査委員会委員長より文部科学大臣に対し意見が提出されました。

報告書によると、体育館の床板の一部が剥離し、腹部に突き刺さり重傷を負う等の事故が平成18年度から平成27年度までの間に7件確認されたこと、また、当該事故は新しい体育館でも発生していることから、同様の事故が発生するリスクはあらゆる体育館に存在するとされています。

体育館の床板が剥離する要因としては、清掃時等における想定以上の水分の吸収及びその乾燥

の影響が考えられ、体育館の維持管理が非常に重要です。

のことから、体育館の所有者及び管理者におかれでは、報告書を踏まえ、体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策をより一層推進するため、維持管理における下記の取組等を適切に実施するようお願いします。

## 記

### 1 適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）

日常清掃及び特別清掃<sup>\*1</sup>により、体育館の木製床を清潔に保つ。その際、水分の影響を最小限にする。

水拭き及びワックス掛けはフローリング等の不具合発生の観点からは、行うべきではないことなど、報告書を参考にして適切な清掃の方法を定め、書面にすることにより、実際に清掃を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。なお、やむを得ず体育館にワックスを使用する場合には、それに伴うフローリングへの水分の影響を最小限とするよう注意する。

※1 日常清掃では取りきれない汚れを除去するために数か月に一度行う清掃

### 2 日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置

日常的、定期的に点検を行い、その実施した記録を保管する。報告書を参考にして点検記録表を作成し、点検項目及び方法について実際に点検を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。

フローリング等の不具合を発見した場合には、速やかに応急処置又は補修を行うほか、必要に応じて専門業者に相談して補修又は改修を行う。また、事故が発生した場合に事故原因の事後的な検証を行うことができるよう、フローリング等の不具合を把握した場合には、写真を撮影する等の方法で不具合の内容を記録し、不具合の位置や箇所数とともに記録し保管する。

さらに、体育館ごとに、体育館の適切な維持管理についての責任者を定め、当該責任者に、点検の実施やフローリング等の不具合について責任を持って対応に当たせる。

### 3 維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定

体育館の維持管理を外部に委託する場合には、上記1及び2について仕様書で定めるなどして、受託者に対し同様の対応を求める。また、受託者には体育施設管理士資格<sup>\*2</sup>を有する者がいることを条件とするなど、維持管理の質を保つ。

※2 体育施設管理士養成講習会（主催：公益財団法人日本体育施設協会及び独立行政法人日本スポーツ振興センター）で指定項目を受講し、試験に合格した者が取得できる資格

### 4 長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管

体育館の木製床の長期的な改修計画を策定するとともに、計画に基づいて体育館の

木製床の改修を行う。また、継続的に記録を参照できるよう、補修・改修の記録を保管する。体育館を新築する際には、施工に関する情報並びに維持管理の方法及び改修時期の目安等の情報について、まとめた管理簿を作成して引渡すことを仕様書に定めるなど、設計者及び施工者に伝達させ、これを基に上記の改修計画を策定する。

## 5 施設利用時における注意事項の利用者への周知

報告書を参考にして施設利用時の注意事項を作成し、体育館の利用者の目に付く場所に掲示するなどして、利用者に対して分かりやすく伝える。

なお、今後、文部科学省及びスポーツ庁において、上記1から5までの取組状況を把握するために調査を行うこととしていますので、あらかじめお知らせします。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課及び都道府県施設主管課におかれでは、所管の各学校、社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知するとともに、域内の市区町村教育委員会施設主管課及び市区町村施設主管課を通じ、市区町村教育委員会及び市区町村所管の各学校、社会体育施設、その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いします。

また、都道府県私立学校担当課におかれでは、所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対して、周知するようお願いします。

### （本件連絡先）

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

環境施設企画係 島岡・古田

電話：03-5253-4111（内線2288）

E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

施設企画係 山本

電話：03-5253-4111（内線3773）

E-mail：stiiki@mext.go.jp

## 【参考】

「体育館の床板の剥離による負傷事故」に関する消費者安全調査委員会の調査報告書は、消費者庁のホームページで閲覧できます。

（[http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_010/](http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/)）



## 弘前市南富田町体育センター警備業務仕様書

### 1 業務目的

本仕様書は、弘前市南富田町体育センターの秩序及び規律の維持、火災、盗難、破壊並びに不法行為等の予防、発見、防止に努めるなど、財産の保全及び利用者の安全を保つことを目的とする。

### 2 業務内容

- ・施設の用途、規模、開館時間を踏まえて適切な警備計画を立て、事件・事故等の未然防止に努めること。
- ・適切な運営体制により利用者のプライバシー保護に留意しつつ防犯との両立を図り、盗難等犯罪の抑止に努めること。
- ・警備業法、消防法、労働安全衛生法等関連法令を遵守すること。
- ・施設内が無人となる時間においては機器・システム等を導入する等、24時間体制で警備を行うこと。
- ・閉館時は出入り口や窓の施錠及び照明の消灯を確認すること。
- ・緊急を要する事態に対する必要な措置及び連絡体制を構築すること。
- ・駐車場内の事故、車両の盗難、車上荒らし等の発生を未然に防止できるよう配慮すること。また、これらの事件が発生した場合は被害者に対して警察への届出を促すなど適切な対応を行い、市へ報告すること。
- ・本施設利用者の利用を妨げるなど、不当な駐車車両を発見した場合、速やかに市へ報告すること。

なお、再委託が必要な場合は、募集要項第III項4（3）により再委託し対応すること。



## 弘前市南富田町体育センター消防設備等点検業務仕様書

### 1 業務目的

本仕様書は、消防法17条3の3及び消防法施行規則第31条の4等に定められた技術基準に従い、弘前市南富田町体育センターにおける消火器、自動火災報知設備、誘導灯等の設置状態及び動作確認等の点検を行い、防火安全確保に努めることを目的とする。

### 2. 保守点検内容及び方法

点検内容及び方法は、次のとおりとする。

なお、再委託が必要な場合は、募集要項第III項4（3）により再委託し対応すること。

#### （1）機器点検

- ①消防用設備等に附置される非常電源の正常な作動
- ②消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- ③消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

#### （2）総合点検

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、または当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を、消防用設備等の種類等に応じ点検基準に従い確認すること。

### 3. 保守点検を要する設備等及び点検回数等

- （1）保守点検を要する設備等については下表のとおりとし、点検については、当該施設の消防用設備等の種類に応じ、下表のとおりの回数を行うものとする。

消防用設備等の種類	点検内容及び方法		点検期間
	総合点検	機器点検	
消火器・誘導灯		○	6か月毎
自動火災報知設備・漏電火災警報器・消防機関に通報する火災報知設備・非常電源		○	6か月毎
	○		1年毎
配線・防火設備	○		1年毎

- （2）自主設置の消防用設備等については、消火器を除き、機器点検の点検期間を1年とし、総合点検と同時期に実施するものとする。

## 5. 消防用設備等の保守点検実施者

保守点検を行うものは、点検を行う設備に応じた消防設備士又は、消防設備点検資格者とし、資格を証する免状等の写しをあらかじめ市に提出するものとする。

## 6. 消防用設備等の点検報告

(1) 保守点検の結果、不良箇所等を確認したときは速やかに報告し、それに対する指示を受けるものとする。

(2) 業務を実施後、棟ごとに消防庁が定める様式の消防用設備等点検結果報告書に、消防用設備等の種類に応じた点検表を添付して作成し、市へ1部報告するものとする。

なお、報告部数については、実施ごとに指示を受けるものとする。

(3) 消防機関への報告は、消防法の規定に定められた期間内に届け出るものとする。